重要な会計方針

当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成27年1月27日改訂）並びに「独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解に関するＱ＆Ａ」（平成28年2月改訂）（以下、独立行政法人会計基準等という）を適用して、財務諸表等を作成しております。

ただし、「独立行政法人会計基準」第43（注解39）の規定については、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」の附則第8条により経過措置を適用していることから、経過措置終了まで、現行セグメント区分に基づくセグメント情報の開示を行っております。

また、「独立行政法人会計基準」第81（注解60、注解61）の規定については、経過措置を適用していることから、改訂前の第81（注解60）を適用しております。

1．運営費交付金収益の計上基準

収益化単位の業務及び管理部門の活動ごとの見積り費用と実績費用の管理体制を構築することに一定の期間を要するため、経過措置を適用し、改訂前の「独立行政法人会計基準」第81（注解60）に基づく業務達成基準を採用しております。

2．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び附属設備	5～15年
車両運搬具	2～5年
工具器具及び備品	2～15年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3．賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しております。

4．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

厚生年金基金から支給される年金給付については、運営費交付金により厚生年金基金への掛金および年金基金積立不足額に関して財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、独立行政法人会計基準第38に基づき計算された退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

（会計方針の変更）

改訂後の独立行政法人会計基準等を当事業年度より適用し、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額の算定にあたっての退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直すとともに、割引率の決定方法を職員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

これによる行政サービス実施コストへの重要な影響はありません。

5．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

6．たな卸資産の評価基準及び評価方法

出版物

個別法による低価法を採用しております。

7．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

海外研究連絡センターにおいて期末日に保有する外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理する方法を採用しております。

8．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

平成28年4月1日付け事務連絡「「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入を受けた平成27事業年度財務諸表における行政サービス実施コスト計算書の機会費用算定の取扱いについて（留意事項）」（総務省行政管理局、財務省主計局法規課公会計室）に基づき、0％で計算しております。

9．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

注記事項

1．貸借対照表関係

⑴　運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額	770,654,200円
⑵　次期の運営費交付金から充当されるべき引当外賞与見積額	82,820,376円

2．キャッシュ・フロー計算書関係

資金の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び預金	4,668,832,989円
資金期末残高	4,668,832,989円

3．行政サービス実施コスト計算書関係

⑴　厚生年金基金の代行返上に関する事項

当法人が加入する文教関係団体厚生年金基金の代行部分について、平成27年11月1日付で厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。

当事業年度末日現在において測定された返還相当額（最低責任準備金）は43,000,511円であり、当返還相当額（最低責任準備金）の支払が当事業年度末に行われたと仮定して「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）第46項を適用した場合に生じる行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額（控除見込額）は201,085,918円であります。

また、これに伴い「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成25年法律第63号）附則第10条に基づき、最低責任準備金の一部を国に前納（127,888,295円）しておりますが、当該前納額は年金資産に含めております。

⑵　引当外退職給付増加見積額162,782,236円のうち79,784,036円については国及び国立大学法人からの出向職員に係るものであります。

4．金融商品関係

⑴　金融商品の状況に関する事項

当法人が保有する有価証券及び投資有価証券は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、国債のみを保有しており、株式等は保有しておりません。